

# 整骨院の施術費に関する 近時の裁判例の分析

弁護士 谷山 智光

## 1 整骨院・接骨院とは

交通事故で負傷したとして、整骨院や接骨院に通院するケースがある。整骨院と接骨院は法律上違いがなく、いずれも柔道整復師が柔道整復の業務を行なう場所(施術所)である。

柔道整復師は、医師ではない。したがって、柔道整復師は、外科手術を行ったり、薬品を投与したりしてはならず(柔道整復師法16条)、医師の同意を得た場合のほか、脱臼又は骨折の患部に施術をしてはならない(同17条本文。但し、応急手当をする場合を除く。)

## 2 整骨院の施術費が認められる要件

交通事故の損害賠償請求において、整骨院の施術費について、事故と相当因果関係のある損害と認められるか、争いになることが少なくない。

どのような場合に、これが認められるかについて、交通事故の損害賠償に関する代表的な書籍には以下のような記載がある。

公益財団法人日弁連交通事故相談センター東京支部『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準2018(平成30年)版』(2018年)上巻3頁

「症状により有効かつ相当な場合、ことに医師の指示がある場合などは認められる傾向にある。」

公益財団法人日弁連交通事故相談センター『交通事故損害額算定基準－実務運用と解説－26訂版』(2018年)12頁

「医師の指示により受けたものであれば認められる。医師の指示は積極的なものでなくとも、治療を受けることによる改善の可能性が否定できないことからとりあえず治療を受けることを承認するという消極的なものも含まれる。このような医師の指示・承認がなくとも、改善効果があれば賠償を認める例もある。」

大阪弁護士会交通事故委員会『交通事故損害賠償額算定のしおり19訂版』(2016年)5頁

「医師の指示があった場合又は症状により有効かつ相当な場合は、相当額を認めることがある。」

しかしながら、例えばどのような場合に「有効かつ相当」と認められるのか等、必ずしも明らかでない。

この点、上記『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準2018(平成30年)版』(2018年)下巻27頁の「整骨院における施術費について」には、症状固定までに行われたものであること、現になされたことという要件のほかに(これらは当然の要件であり、整骨院の施術費特有のものではない。)、以下の要件が示されている。

- ①施術の必要性：施術を行うことが必要な身体状態にあったこと。
- ②施術の有効性：施術を行った結果として具体的な症状の緩和がみられること。
- ③施術内容の合理性：施術が、受傷内容と症状に照らし、過剰・濃厚に行われておらず、症状と一致した部位につき、適正な内容として行われていること。
- ④施術期間の相当性：受傷の内容、治療経過、疼痛の内容、施術の内容及びその効果の程度等から、施術を継続する期間が相当であること。
- ⑤施術費の相当性：報酬金額が社会一般の水準と比較して妥当なものであること。

その上で、以下のように述べられている。

医師が患者に整骨院での施術を受けるように指示をしている場合には、特段の事情のない限り、①②が強くうかがわせる事情になる。

医師の同意があるというだけでは、特段の事情がない限りは、①②をうかがわせる一事情にすぎない。同意にも、施術内容などを把握した上で明示的に同意した場合と、既に施術を受けている患者に対し黙認に近いような同意をした場合とでは、うかがわせる度合いも異なる。

もっとも、医師の指示や同意があるからといって、当然に施術費の全額が請求できるというわけではなく、その場合でも③④⑤が認められることが必要である。

他方、医師の指示や同意がなかったとしても、①②について具体的な主張・立証がなされ、③④⑤が認められる場合には、損害として認められる。

## 3 裁判例

①～⑤について、具体的にどのような事実があれば、認められるのかを探り、主張・立証の一助とすべく、近時の裁判例を分析することとした。分析対象は、株式会社自動車保険ジャーナル『自保ジャーナル』2054号から2000号に掲載された裁判例のうち、目次か

ら整骨院の施術費が問題となったことがうかがわれる裁判例である(別表)。これらの裁判例を見ると、①～⑤について、以下の点が重要であると思われる。

①施術の必要性

医師の指示・同意の有無(2053-89、2038-76、2037-87、2033-142、2033-157、2032-161、2026-158)。医師の指示・同意に関するカルテへの記載等の裏付けの有無(2053-89、2053-116、2040-76)。車両損傷状況から推測される衝撃の程度(2053-105、2037-87)。他覚所見の有無(2053-105、2040-68、2037-87)。

②施術の有効性

医師の診察や施術証明書からうかがえる症状の改善の有無(2040-68、2033-157、2032-161、2023-127)。

③施術内容の合理性

医師の診断する傷病名と施術部位の整合性(2037-87、2021-122)。

④施術期間の相当性

医療機関の通院期間及び実通院日数との均衡(2053-105、2037-87、2033-157、2032-161)。

⑤施術費の相当性

医療機関の治療費との均衡(2033-157)。労災保険の算定基準等との比較(2032-161)。

なお、①～⑤は総合考慮要素であるから、認定にあたっては互いに影響を与える。例えば、ある裁判例でその期間や金額で④や⑤が問題ないとされているからといって、別の事件で同じような期間や金額が④や⑤で問題ないとされるとは限らない。一方に問題があれば、他方も厳しく見られる傾向にある。

また、整骨院が父親経営のものであったり(2053-105)、不正請求を行っていた(2023-108)という特殊事情がある場合にも①～⑤は厳しく見られる傾向にある。

したがって、①～⑤について、個別に、形式的に比較するのは相当でなく、あくまで上記の点を参考として、総合考慮することが必要である。

別表

出典 (自保ジャーナル号-頁)	裁判所	判決日	施術費(円)	認否	理由
2053-89 ※ 2053-98 の 控訴審判決	東京高裁	R1.8.21	438,420	×	医師が、接骨院の紹介で受診していることを認識しながら、接骨院での受診を継続するように明確に指示を出しておらず、カルテ等にも接骨院の施術が必要である旨を記載していない。 接骨院に行きたいと申し出たのに対して、接骨院に対する診療情報提供書を作成しているものの、同提供書の目的欄に「ご本人様のご希望により作成しました。」と記載しており、その時点で、診療情報提供書やカルテに接骨院等での施術が必要であると有効であるとする明確な記載はない。
2053-98	さいたま地裁	H31.1.31	438,420	○ 但し、症状固定 (H28.10.22) 後 のものは認めず。	H28.5.25～H28.12.28 までの間、D 病院に通院し(通院実日数 12 日。治療費 4 万 9751 円)、H28.5.23～H28.7.30 まで E 整骨院に通院し(実通院日数 58 日。施術費 40 万 7810 円)、H28.8.11 に同院の院長が死亡したため、H28.8.25～H28.12.29 まで F 整骨院に通院しているが(実通院日数 82 日。施術費 3 万 0610 円)、上記各整骨院での施術は医師の承認のもとに行われている。 医師は、後遺障害診断書で、「頸椎捻挫、右肩挫傷、腰部挫傷」と診断し、他覚症状として頸部、左右僧帽筋部及び腰部の筋の拘縮、右肩関節の ROM 制限、SLR テストにて左右ともに 45 度で疼痛出現」としている。 原告は、頸部・腰部等の痛みを和らげるため、本件事故日から約 7 か月間、E 整骨院及び F 整骨院にほぼ間断なく通院している。 原告の当時の年齢は 52 歳であった。
2053-105	福岡地裁	R1.7.30	1,251,070	×	医師の同意、指示、管理等はない。 患者の父親が経営する整骨院である。 頸椎捻挫、腰椎捻挫、両肩関節捻挫等の症状について、他覚所見が認められない。 両車両の損傷の程度(被害車両は左側ドアパネルに擦過痕や凹損等、加害車両は左前部の擦過痕や凹損等。)等から推察される事故の衝撃の程度に照らしても大きな傷害が生じたとは考えられない。 医療機関を受診したのは合計 2 日のみ(合計治療費 6 万 7792 円)である一方、事故日から 6 か月の間、1 日を除いて連続して整骨院で施術を受けているのは、明らかに施術の必要性及び施術期間の相当性を欠いているといわざるを得ない。 整骨院に対していまだに治療費を支払っておらず、整骨院経営者である父親は患者に請求予定はないと供述している。

出典 (自保ジャーナル号-頁)	裁判所	判決日	施術費(円)	認否	理由
2053-116	神戸地裁	R1.6.6	411,290	×	接骨院での治療内容が医療機関での治療内容とほぼ同じであり、接骨院の通院と並行して医療機関への通院も継続している。 接骨院への通院が医師の指示に基づいたものとはいえない(医療機関のカルテには、接骨院での治療を指示したり許可したりする記載はない。医師から接骨院への通院を許可してもらったと主張するが、これを認めるに足りる客観的証拠はない。医療機関から接骨院への診療情報提供書が存在するが、同書の作成は、保険会社から接骨院への支払いが停止されたのちに作成されたものであって、保険金の継続的支払いを受けるために作成されたものと認めるのが相当であるから、これをもって当初から医師による接骨院での治療の指示ないし承諾があったと認めることはできない。) 事故以前から同接骨院に通院していた。
2040-68	大阪地裁	H30.12.11	73,300	×	事故当日には痛み等はなく、事故から3日後に通院した医療機関では、レントゲン検査で異常が認められず、医師による特段の検査所見等もなく、何らの治療も湿布等の投薬すら行われなかったことからすると、事故により負った傷害の程度は軽微と考えられる。 整骨院に通院を開始したのは、事故から約1か月後であるが、それまでの間に通院しなかった合理的理由が見当たらない。 整骨院に高頻度で通院しているが(H28.5.18～H29.2.27まで合計145回。)、その間医療機関にて初診時との症状の比較を求めた以外には、医師の診察を全く受けていないため、整骨院における施術は医師の指示等によるものではないし、施術の効果についても客観的に判断することができない。
2040-76	大阪地裁	H30.12.18	243,180	△(4割認定)	整骨院での施術について、医療機関の指示があったと供述するが、診療録にも記載がなく、その他、医師の指示や同意があったことを認めるに足りる証拠はない。 本件整骨院は、患者が勤務している会社の系列店であり、必要性及び相当性は慎重に判断すべき。 施術によって、症状が緩和したことを明確に認められる証拠はなく、有効性という意味での施術の必要性には、やや疑問が残る。 もっとも、整骨院で施術を受けている間、医療機関へ通院し、医療機関を受診しており、施術録から認められる施術箇所は、医療機関の診断名と対応している。 施術期間もそれほど長くなく(H28.2.1～H28.4.11)、施術頻度(合計24日間)、施術費用等も考慮すると、施術の相当性は一定程度認められる。
2038-76	横浜地裁 川崎支部	H30.11.29	882,120	×	整骨院からの紹介で受診した医療機関の医師から、再三にわたり、施術を受ける回数を減らすように注意されていたことが認められるが、この注意にもかかわらず、頻繁に(H27.6.21事故～H28.1まで毎月10日以上)施術を受けていた。この施術は、医師の指示に基づくものではなく、むしろ、診療の妨げになっていた。 多数回にわたる施術を受けても症状の改善に役立っていない。
2037-87 ※2037-94の 控訴審判決	東京高裁 2037-94の 控訴審	H30.9.20	879,430	×	当初物損事故として扱われ、その後人身事故となったところ、傷害の程度は、他覚所見を伴わない頸椎捻挫である。 本件事故は、リアバンパーへの追突事故であるところ、損傷の程度はリアバンパーの塗装がこすれる、反射板が外れる、牽引用のフックに衝突痕が認められる等といった程度であって、リアバンパー自体が変形することはなかったから(修理費用は13万6447円。)、その衝撃の程度はそれ程大きいものであったとは認められない。 整骨院の通院を希望したのに対し、整形外科の医師は、これを勧めることはせず、自己の判断で通院するように述べるにとどまった。 医師による診断が下されていない右肩関節捻挫及び腰部捻挫の傷病名での施術も行われている。 整骨院への通院が頻繁で、通院開始から治癒に至るまで通院状況に変化がない(主張では174日中、実通院日数155日。)-一方で、H28.3.18以降は、整形外科にほとんど通院していない(実通院日数3日)。 整骨院での施術についても、主として被控訴人が訴える疼痛の緩和や指導に終始し、治療として客観的な改善効果を確認し得るものではない。
2037-94	東京地裁	H30.3.14	879,430	△(3割認定)	被害車両の損傷状況に照らし、衝撃が大きかったとはいえないものの、追突という後方からの予期せぬ衝撃を受けた。 事故翌日に整形外科を受診し、頸部の痛みを訴え、その後も一貫して頸部の痛みを訴えており、整骨院における施術部位や治療内容は少なくとも頸部については、整形外科における診断内容や治療内容と整合性を欠くとはいえない。 整骨院への通院について医師に相談している。 整骨院の施術録には通院日ごとに症状や指導内容等が具体的に記載され、通院日は施術証明書の日数とも整合している。 もっとも、他覚所見のない頸椎捻挫であり、整骨院における頻回の施術が当然に必要とはいえない。 整骨院の施術につき医師の指示を受けていない。 医師の診断がない右肩関節捻挫及び腰部捻挫の負傷名で施術が行われている。 H28.3.18以降は、整形外科にほとんど通院していない一方、整骨院は通院開始から治癒に至るまで月当たりの通院日数に減少がみられない。

出典 (自保ジャーナル号-頁)	裁判所	判決日	施術費(円)	認否	理由
2033-142	横浜地裁	H30.9.26	1,341,750	△(事故から約2か月間は10割、その後は3割認定)	<p>事故の2日後から頸部、腰部、右上腕部の痛みの症状を訴えて整骨院に通院し、その施術の結果、右上腕部の疼痛の訴えがなくなり、頸部及び腰部の痛みの訴えにも改善が見られるなど、施術の効果が表れている。整形外科の医師も、整骨院への通院を指示しており、症状に対して整骨院等での施術に効果があることを認めている。</p> <p>B整骨院に通院したのは、事故の2日後から約2か月程度の期間であり、その頻度も2日に1回程度で、要した施術費(26万9660円)も不相当に高額とはいえない。</p> <p>もっとも、B整骨院の後に通院したD整骨院について、本件事故態様や通院経過(通常治療の中心となる病院への通院が少なく、その診療内容も投薬などの処置のない経過観察にとどまる。)からして、傷害は格別重篤なものとは認められないことからすれば、事故後8か月余りが経過する時期までペースを変えることなくほぼ連日のように通院している通院頻度は過剰なものと言わざるを得ない。</p>
2033-157	名古屋地裁	H30.8.31	954,600	△(5割認定)	<p>受傷から相当程度期間を経過してから(事故の18日後)、接骨院に通院を開始しているが、B整形外科及びC病院において、接骨院に通院したい旨を述べたが紹介を受けられなかったという経緯があり、接骨院に通院する希望は事故直後から有していたものの、病院の指示がないことから控えていたに過ぎないことが推認できるから、特段不自然とまではいえない。E病院の医師は、接骨院の通院を勧めるまではしていないものの、除痛効果があれば適切として、接骨院への通院を認めていた。</p> <p>接骨院により痛みが軽減したことを陳述記載及び供述している。接骨院作成の施術証明書・施術費明細書等には、症状が改善していく経過の記載がある。</p> <p>もっとも、他覚所見のない頸椎捻挫等であって、後遺障害も認められないものであるにもかかわらず、約7か月半の通院期間のうち、実際に通院した日数は165日であり、施術費用の合計は95万4600円で、ほぼ同期間に通院していたE病院への通院頻度と比べても、その通院頻度及び施術費用総額は高すぎるという旨を得ない。</p> <p>B整形外科及びC病院では、接骨院の紹介を断られており、E病院への通院前に接骨院への通院を開始しているが、E病院でも接骨院の通院を認められていたに過ぎず、勧められていた訳ではなかったことからすると、通院の必要性は高くなかった。</p>
2032-161	大阪地裁	H30.8.29	不明 ※整骨院と患者との間でも争いがあった。	△(施術費から後療料、電療料及び電療料の5割を差し引いた金額を認定)	<p>医師の診察を受けて、整骨院での施術について同意・指示書の発行を受けており、施術を受けた部位も同意・指示書に沿った部位である。</p> <p>施術開始から約2か月後には再度医師の診察を受けて、整骨院での施術について同意・指示書の発行を受けており、医師は、H27.2の段階で整骨院での施術につき、除痛目的の施術として、受傷から3か月ないし6か月程度が必要であると見込んでいた。</p> <p>疼痛等の症状が施術により一定程度緩和し、その一部については他の部位より先に治癒し、施術が終了していたことを踏まえると、少なくとも一定程度は必要性及び有効性があるもので、かつ、期間が不相当に長期間に及んでいるものではない(約4か月半)。</p> <p>施術費の算定基準は、労災保険において定められた算定基準の1.5倍の額を限度としており、社会一般の水準と比較して著しく高額であるともいえない。</p> <p>他方で、症状は他覚所見のない頸部、背部上部、肩関節部等の疼痛等であったところ、施術の日数が、Aが142日中113日、Bが142日中112日、Cが139日中109日と、症状に照らすといずれも頻回にすぎるといわざるを得ず、過剰かつ濃厚なものであったといわざるを得ない(医療機関の実通院日数はAが合計2日、Bが合計4日、Cが合計4日であった。)</p>
2032-174 ※2032-179 の控訴審判決	東京高裁	H30.7.18	24,980	×	<p>施術をした時に、医師による骨折の診断はされていなかったのみならず、かえって、医師は経過観察とした上で、痛みが増強するようであればCT検査で評価すると治療方針を決定していたから、施術は、医師の治療方針に従わないものであった。</p> <p>整形外科において骨折と診断されたのは、事故から2か月が経過した後であるから、このことをもって、事故時に骨折したと直ちにいうこともできない。</p>

出典 (自保ジャーナル号-頁)	裁判所	判決日	施術費(円)	認否	理由
2032-179	東京地裁	H30.1.31	24,980	×	<p>事故当日のレントゲン検査では、肋骨骨折は認められず、FAST(迅速簡易超音波検査法)でも明らかな異常所見は認められなかったところ、医師もレントゲン検査の画像上、右肋骨骨折と診断することは不可能としている。</p> <p>B病院の医師も、肋骨骨折の診断はしなかったものの、レントゲン画像に映らない肋骨骨折の可能性も視野に入れつつ、消炎鎮痛剤を処方し、経過観察とした上、痛みが増強するようであればCT検査で評価することとする旨、医学的知見に基づき以後の治療方針を決定している。</p> <p>H27.4.2以前に医師により肋骨骨折の診断はされておらず、肋骨骨折に対する施術を行うことについて医師の同意はない。</p> <p>病院初診時の画像所見やFASTの結果のほか、同初診時には、胸部に発赤、疼痛が認められるも、呼吸音に左右差はなく清明であった。</p> <p>H27.2.28付施術証明書・施術費明細書では、「胸部疼痛大」等とされているものの、同月10日の病院受診時には、前日より胸部の痛みは軽快しており、今後痛みが増強するようであればCT検査を行うとされているなど、経過観察とすることにより生命・身体に重大な危害が及ぶ状況にはなかった。</p> <p>合併症を伴わない肋骨骨折については、骨折部に転位が認められても骨折の修復操作は胸膜損傷の危険があり、有害無害であるとの医学的知見もあるから、応急手当としての施術を行う必要性・相当性はない。</p>
2026-158 ※ 2026-164 の控訴審判決	大阪高裁	H30.3.20	223,171	×	<p>医師は、整骨院での施術についての損害保険料率算出機構からの照会に対し、「何の連絡もなしかつてに行っている」「相当と思わない」旨回答しており、整骨院での施術に同意していない。</p> <p>外科での治療のほかに整骨院での施術が必要であったとの医学的根拠も見当たらない。</p>
2026-164	神戸地裁 尼崎支部	H29.10.30	223,171	×	<p>医師は、整骨院での施術につき、何も連絡を受けておらず施術を受けるように指示したこともないこと、身体状況からも整骨院での施術が必要な状態とは考えていなかったこと、医師による治療ではなく、整骨院での施術を選択することが相当とは考えておらず、整骨院での施術が症状に有効かつ具体的な効果があるかについては不明であると考えていたことが認められる。</p> <p>外科での治療のほかに整骨院での施術が必要であったとの医学的根拠も見当たらない。</p> <p>整骨院で超音波、アイシング、温熱療法等の処置が行われていることが認められるところ、並行して通院していた外科でも低周波やホットパック等の処置が行われていることからすれば、外科が理学療法設備を有していない病院であることを前提とする主張は採用できない。</p> <p>症状が時間の経過により改善したとしても、それが整骨院での施術に基づくものであることを認めるに足る証拠はない。</p>
2023-108 ※ 2023-116 の控訴審判決	大阪高裁	H30.2.22	769,780	×	<p>F整骨院で初めて施術を受けたH25.5.27～H25.9.26(F整骨院を開設していた柔道整復師が施術日数の付増し等により、柔道整復師の施術にかかる療養費の受領委任の取扱中止措置を採られた日の前日)までほぼ毎日施術を受けているが、事故直後にB病院で、1週間の安静加療を要する見込みである左肩頸部打撲傷、腰部打撲傷、右膝部打撲傷との診断を受けているのであるから、事故から約2週間も経過した後のH25.5.27から約4か月にわたってほぼ毎日施術を受けたというのはB病院の診断結果とは整合していないことが甚だしいし、非常に不自然な経過である。</p> <p>E整形外科の医師も、同院での診療や加療は必要ないと判断し、施術に関する知識も持ち合わせていないため、F整骨院で施術の必要性等を判断してほしいというのでは、F整骨院の施術内容とE整形外科の診断結果が整合しているとはいえない。</p> <p>E整形外科の医師は、診察当時、F整骨院の施術については医学的には特に期待していないとの判断をしており、整骨院での施術の有効性について積極的に肯定していない。</p> <p>過剰診療であることを認識し又は認識していなかったことに過失があったとはいえないからF整骨院での施術に本件事故との相当因果関係が認められるとも主張するが、被害者の主観的認識如何によって相当因果関係の範囲が画されることは相当でない。</p>
2023-116	大阪地裁	H29.8.24	769,780	×	<p>F整骨院の「施術証明書・施術費明細書」には、施術内容や金額等がまとめた体裁で記載されているものの、かかる記載の根拠となる施術録は証拠として提出されておらず、送付嘱託によっても送付されていない。F整骨院はH24.1～H24.11までの間に施術日数の付増し等の手段で施術の不正請求を行った事実により、受領委任の取扱い中止処分を受けていることを併せ考慮すると、「施術証明書・施術費明細書」の記載内容の信用性には疑義が生じるといわざるを得ない。</p>

出典 (自保ジャーナル号-頁)	裁判所	判決日	施術費(円)	認否	理由
2023-127	横浜地裁	H30.3.29	900,360	△(3割認定)	<p>原告は、本件事故当時、B 整骨院及び C 整骨院を経営する有限会社の唯一の取締役であり、B 整骨院において、院長たる柔道整復師として稼働していた。</p> <p>原告の治療経過について、医師が電話で原告に症状を問い合わせただけで、H28.9.30 の受診を待たず、H28.8.30 をもってすべての傷病について治療と判断したことからすると、すでに整骨院で頻回の施術を必要とするほどの症状はない状態であったと推認され、H28.5.28 ~ H28.8.30 までの95 日間にほぼ連日して(合計 83 日)C 整骨院に通院したとは認めがたく、その頻度は、平均して 3 日に 1 回程度の頻度であったと認めるのが相当である。</p> <p>施術証明書には、ほぼ連日、左鎖骨骨折等の 5 部位について施術を行い、H28.6 ~ H28.9 までは毎月 5 回指導管理を行った旨記載されているものの、負傷の経過欄が全く記載されておらず、施術の具体的な内容や症状の経過については何ら記録が残されていない。指導管理料を請求する場合には、負傷の経過欄に指導内容を略記することとされており、実際に施術が行われた場合には、症状の経過等について施術証明書に具体的な記載を行うのが通常というべきである。</p> <p>C 整骨院の院長たる柔道整復師は、もともと B 整骨院で稼働中に柔道整復師の資格を取得し、原告から C 整骨院の院長を任された関係にあり、自身を作成名義人とする施術情報提供紹介書の作成をほぼ原告に一任していた。原告は、実際は C 整骨院の施術費を払っていないにもかかわらず、C 整骨院の院長に領収書の作成を依頼し、被告側の保険会社担当者に C 整骨院について知人に教えてもらった旨述べ、関係を隠そうとした疑いがある。したがって、いずれの供述もたやすく信用することはできない。</p> <p>施術の具体的な内容や症状の経過は明らかでなく、相当な施術の範囲や内容について認定、判断することは極めて困難であるから、民訴法 248 条により、本件事故の損害として原告の主張する施術費の 3 割を認める。</p>
2021-122 ※ 2021-130 の控訴審判決	富山地裁	H29.6.21	439,200	×	<p>医師の指示なく自らの判断で接骨院に通院することとし、医師に対して接骨院で診療をうけること等につき説明することなく H27.11.11 から接骨院への通院を開始しているから、本件施術は医師の指示又は症状管理の下にされたものではない。</p> <p>接骨院で頸部捻挫、右肩関節捻挫又は腰椎捻挫と判断され施術を受けているが、腰椎捻挫については、既に H27.10.23 に医師により治療した旨診断されている。右肩関節捻挫は医師の診断においても認められていなかった(医師に右肩痛を訴えた旨陳述するが、診断書に右肩痛に関する記載がなく、H29.2.10 付回答書でも受診の際肩の痛みを訴えていなかった旨回答している。)。頸部捻挫については、医師は、残存する僧帽筋の緊張について B 医院での治療の必要はなく、また、接骨院での施術についても、同医院での治療終了の時点でその必要性を認めないものと認識していたとみられることからすると、B 医院での治療終了後、接骨院での施術が必要であったことを認定することはできない。</p> <p>本件施術は、医師の指示又は症状管理の下されたものではない上、その必要性及び有効性について立証があったとはいえないから、本件事故と相当因果関係ある損害とは認められない。</p>
2021-130	富山簡裁	H28.10.17	439,200	△(8割認定)	<p>原告は、本件事故の翌日から B 整形外科医院に継続して通院したが、投薬治療等では痛みが引かないため、自らの判断により、保険会社の承諾を得て、事故発生から 48 日後になって C 接骨院に通院し、柔道整復師の問診等を受け、「頸部捻挫」「右肩関節捻挫」「腰部捻挫」と判断され、この受傷部位に対する施術を受けて、いずれも痛みが残存するも良好に回復してきたものと認められる(原告本人尋問結果及び弁論の全趣旨)。</p> <p>なお、「右肩関節捻挫」については、B 整形外科医院では診断されていないが、原告は同医院の医師に右肩の痛みを訴えていたものであり、これも本件事故による傷害と認めるのが相当である(原告本人尋問結果)。</p> <p>C 接骨院の詳細な施術録(施術証明書)からすれば、接骨院の施術行為により、痛みが軽減もとより、良好に回復してきていると認められる。施術行為が、B 整形外科医院の医師による治療行為と比べても、受傷部位に効果的に施され有効な治療手段であったと認められる(弁論の全趣旨)。</p> <p>もっとも、保険会社の保険金支給の都合により、H28.3.31 をもって接骨院での治療を終えており、このため 2 月と 3 月は通院回数をいずれも 19 回と増やしているが、通院回数を増やせばそれだけ治療効果が上がるのかどうか、原告の傷病名で医学的にみて、それほどの頻回な施術が必要であったと認めるに足る証拠はない。結局のところ、4 月以降も完治したということもなく、自宅でストレッチ等することで人の回復力により完治したものと認められる(原告本人尋問結果)。</p>